

亀山市選挙管理委員会告示第21号

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年8月20日

亀山市選挙管理委員会

委員長 山内 秀喜

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例施行規程の一部を改正する告示

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例施行規程（平成17年亀山市選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

様式第2号（その1）備考の6、様式第2号（その2）備考の4及び様式第2号（その3）備考の4中「届け出る」を「申請する」に改める。

様式第4号（その2）及び様式第4号（その3）を次のように改める。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料の供給を受けたものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者

燃料供給業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あつてはその代表者の氏名				
燃料供給 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙 運動用自動車の自動車登 録番号又は車両番号	燃料供給量 (L)	燃料供給金額 (円)	備 考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

- 備 考
- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、市に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 7 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補の届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者

運転手の氏名及び住所	
------------	--

雇 用 年 月 日	報 酬 の 額 （円）	備 考
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、市に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、市に支払を請求することはできません。

様式第5号備考の4の(2)中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

様式第6号備考の4の(1)中「枚数」を「枚数 枚」に改め、ア及びイを削り、同備考の4の(2)中「限度額」を「限度額 単価(8円38銭)×確認された作成枚数」に改め、「単価(7円73銭)×確認された作成枚数」を削る。

様式第7号(その1)((別紙1)から(別紙2の3)までを除く。)の表左欄中「金融機関名、口座名及び口座番号」を「振込先口座」に、同表右欄中「口座名」を「口座名義人」に改め、同様式備考の1中「4けた」を「4桁」に改め、同様式(別紙1)備考を同様式(別紙1)備考1とし、同様式(別紙1)備考に次のように加える。

2 「請求金額」の端数処理は、1日ごとに1円未満を切り捨ててください。

様式第7号(その1)(別紙2の1)備考を同様式(別紙2の1)備考1とし、同様式(別紙2の1)備考に次のように加える。

2 「請求金額」の端数処理は、1日ごとに1円未満を切り捨ててください。

様式第7号(その1)(別紙2の3)備考を同様式(別紙2の3)備考1とし、同様式(別紙2の3)備考に次のように加える。

2 「請求金額」の端数処理は、1日ごとに1円未満を切り捨ててください。

様式第7号(その2)((別紙)を除く。)の表左欄中「金融機関名、口座名及び口座番号」を「振込先口座」に、同表右欄中「口座名」を「口座名義人」に改め、同様式(別紙)備考の2中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

様式第7号(その3)((別紙)を除く。)の表左欄中「金融機関名、口座名及び口座番号」を「振込先口座」に、同表右欄中「口座名」を「口座名義人」に改め、同様式(別紙)の表基準限度額の項中「7円73銭」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。